

(仮称) 認定こども園壱分こども園整備運営  
事業者（公私連携法人）選定に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

生駒市教育部幼保こども園課こども園準備室

## 1. 募集の趣旨

生駒市では、「壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画」を策定し、(仮称)認定こども園壱分こども園(以下「壱分こども園」という。)は、「公私連携幼保連携型認定こども園」とするため、公募型プロポーザル方式により「公私連携法人」として指定する事業者の選定を行います。

## 2. 運営条件等

別紙1「(仮称)認定こども園壱分こども園整備運営条件について」によるものとします。

## 3. 応募資格等

### (1) 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしている事業者とします。

- ①私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人であること。
- ②次に掲げる施設のいずれかを3年以上運営した実績があり、現に運営していること。
  - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の規定により認可された保育所
  - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園
  - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園
- ③地方自治法施行令(昭和22年政第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④本市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- ⑤健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- ⑥生駒市暴力団排除条例(平成23年生駒市条例第29号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- ⑦代表者又は役員に禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者がいないこと。

### (2) 不適格事項

応募者が次の事項に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ①公私連携法人の選定に関し、自己に有利な取り扱いを求めるための働きかけを

- するなど、特定の目的をもって選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合
- ②応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合
  - ③応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
  - ④応募書類提出以降、「(1) 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
  - ⑤その他不正な行為があった場合

#### 4. 応募の手続

##### (1) 実施要領等の配布

- ①配布期間：令和6年6月17日（月）～8月21日（水）
- ②配布場所：本市ホームページに掲載しているのので、書類及び様式等データをダウンロードして使用してください。

##### (2) 現地見学会（事前申込制）

- ①日 時：令和6年6月26日（水）  
午後2時から（1時間程度を予定）
- ②集合場所：市立壺分幼稚園（生駒市壺分町520番地）
- ③事前申込：令和6年6月25日（火）正午までに参加申込書（様式1）を電子メールで送信してください。
- ④注意事項
  - ・申込書送信後、送信した旨の電話連絡を行ってください。  
（メール誤送信防止のため）
  - ・現地見学会の参加者は、1事業者につき2名以内とします。
  - ・現地見学会への参加は、今回の募集に応募する必須要件ではありません。
  - ・応募者多数の場合は、開催時間を調整する場合があります。

##### (3) 質問の受付

- ①質 問：質問票（様式2）により、電子メールでのみ受け付けます。
- ②受付期間：令和6年6月17日（月）～7月1日（月）
- ③回 答：7月5日（金）に、質問送付者及び現地見学会の参加者事業者全てに対し、回答書を電子メールで送信します。

##### (4) 参加表明書（様式3）の提出

- ①受付期間：令和6年7月5日（金）～7月12日（金）  
午前9時～午後5時（午後0時～1時を除く）
- ②受付場所：幼保こども園課こども園準備室に持参してください。郵送での提出の場合は、簡易書留での郵送とし、7月12日（金）必着とします。また、発送した旨の電話連絡を行ってください。  
（電子メール等による提出は不可）

③提出部数： 1部

(5) 応募書類の受付

①受付期間：令和6年8月9日（金）～8月21日（水）

午前9時～午後5時（午後0時～1時を除く）

②受付場所：幼保こども園課こども園準備室に持参してください。

（郵送、電子メール等による提出は不可）

③提出部数： 正本1部、副本12部

④提出書類： 「応募書類一覧表」（別添）による

※チェック済の「応募書類一覧表」も提出してください。

5. 審査及び選定

応募書類の審査及びプレゼンテーション審査等を実施し、提案内容を評価基準に基づき総合的に評価したうえで公私連携法人候補者を決定します。

なお、本募集において応募者がいない場合、又は審査の結果により最低基準点に達する応募者がいない場合等、本募集の内容を達成できないと判断した場合は、公私連携法人の選定を行わない場合があります。

(1) 一次審査

本市において一次審査を行います。提出された応募書類を基に応募条件の適否等について審査し、要件を具備していない場合は、二次審査に付さないこととし、その旨を応募者に通知します。

(2) 二次審査

（仮称）認定こども園壱分こども園整備運営事業者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。なお、審査委員会は非公開とし、実施日については応募書類の受付終了後に通知します。

プレゼンテーションの内容は、応募内容の概要説明や、応募書類では伝えきれなかった内容について説明した後、審査委員からの質問に回答してください。

①プレゼンテーションの日時及び場所

日時：令和6年8月下旬を予定

場所：生駒市コミュニティセンター

※正式な日時、詳細等については、一次審査合格者に別途通知します。

②プレゼンテーションの時間

1事業者につき50分程度（概ねプレゼンテーション30分、質疑応答20分以内）を予定しています。

③出席者

会場への入室は、1事業者あたり5名までとします。

#### ④プレゼンテーション資料

プレゼンテーションに使用する資料は、応募書類のみとし、追加提案の配布は認めません（本市がヒアリングに必要として提出を求めた場合を除く）。

ただし、プロジェクター等機器を使用し、応募書類の要約資料を用いることは可能とします。機器を使用する場合は、プレゼンテーション開催日の前日までに申し出てください。なお、機器の設置及び撤去に要する時間は、プレゼンテーションの時間に含まれますので、注意してください。

#### ⑤選定結果

審査委員会終了後、公私連携法人候補者の順位を決定し、審査結果を文書で通知します。なお、審査内容や選定結果にかかる問い合わせについては回答を行いません。

### 6. 審査項目及び配点

以下の審査基準により審査する。

#### (1) 審査項目

##### ①事業者の概要

業務実績、応募理由、財政状況など

##### ②整備計画

整備内容、保育室等の状況、整備に係る資金計画など

##### ③運営計画

保育の目標・方針、保育計画、職員配置、運営に係る収支計画など

#### (2) 配点

事業者の概要	70点/320点
整備計画	80点/320点
運営計画	170点/320点

### 7. 日程について

別紙2「開園までのスケジュール」をご確認ください。

### 8. 協定の締結及び公私連携法人の指定等

公私連携法人候補者決定後の協定の締結及び公私連携法人の指定は、次のとおり行います。

- ①公私連携法人候補者の第1位に決定された者と認定こども園法第34条第2項及びその他の事項について協議し、合意に至った場合は公私連携法人予定者とします。
- ②前号の協議が成立しない場合は、第2位の応募者と協議し、合意に至った場合は公私連携法人予定者とします。
- ③認定こども園法第34条第2項に規定する協定は、本市と公私連携法人予定者との間で作成した協定案を審査委員会の審議のうえ、締結します。
- ④協定締結後、公私連携法人予定者を認定こども園法第34条第1項の公私連携法人として指定するものとします。
- ⑤公私連携法人予定者とした後、本市との間で協定の締結を行わなかった場合又は、本市が公私連携法人の指定を行わない場合であっても、公私連携法人予定者が本実施要領にしたがって支出した費用等について、本市は一切の補償の義務を負わないものとします。

## 9. その他

- ①現地見学会の参加、応募書類の提出その他本件に係る費用は、応募者負担とします。
- ②提出された応募書類は返却しません。
- ③受付後の書類の差し替え及び追加等はできません。ただし、公私連携法人の選定にあたり確認が必要とされた場合、本市職員が聞き取りや、資料の追加・補正を求める場合があります。
- ④提出された資料に関する情報公開は、生駒市情報公開条例（平成20年生駒市条例第31号）に基づき取り扱います。
- ⑤参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。
- ⑥各様式の記載欄にある「※印」の文言は、記載内容の説明ですので、必要に応じて削除していただいて結構です。
- ⑦記載する文字の大きさは、原則10～12ポイントとしてください。
- ⑧説明の文字数により、記載欄の高さを調整していただいても構いません。
- ⑨任意様式を用いる場合は、本市が示した様式の直後のページに添付し、一連の内容であることが確認できるようにしてください。  
また、添付資料についても同様に、関係する様式の直後に添付してください。  
(他の場所に添付した場合、評価の対象とならない場合があります。)
- ⑩採点基準における各項目の評価は、それぞれ参考する様式の記述内容で判断し、他の様式に記載された内容は採点対象となりません。  
評価を受ける場合は、別の項目で記載した内容であっても再度記入する必要があります。
- ⑪採点は、採点基準の項目によってそれぞれ配点されています。  
様式の記載欄の大小により配点の差を設けているわけではありませんので、ご注意ください。
- ⑫様式6-3「その他事業について」におけるその他事業とは、「(仮称)認定こ

ども園壱分こども園整備運営条件について」のP. 1「2. 公私連携法人が実施する業務」「(6) その他、公私連携法人が提案し、協議のうえ本市が認めた事業」であり、事業内容や対象者については特に定めていません。

また、事業実施にあたり、敷地内に施設を併設すること及び応募者が他の事業者に委託することも想定されます。

(ただし、事業内容により国の補助金等の対象とならない場合があります。)

<その他事業の例>

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業など

10. 本件に関する問い合わせ先及び書類提出先

生駒市教育部幼保こども園課こども園準備室 (生駒市役所 2階20番窓口)

住所 : 〒630-0288

奈良県生駒市東新町8-38

電話番号: 0743-74-1111 (内線2781・2790)

メールアドレス: youhokodomoen@city.ikoma.lg.jp